

# 出産・子育て応援事業について

～妊娠・子育て家庭への伴走型相談支援と  
経済的支援の一体的実施について～

地域保健課

# 1. 制度説明

○核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくない。すべての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題。

○令和4年度二次補正予算の中で、支援が手薄な0歳から2歳の低年齢期に焦点を当てた「伴走型相談支援」と、利用者負担の軽減を図る「経済的支援」の取組を一体として実施する事業を支援する「出産・子育て応援交付金」を創設された。

これら支援をいち早く、対象となる方へ必要な支援をお届けすることを優先すべく、令和4年第4回市議会に追加議案を提出し可決された。

本市の事業開始日 令和5年2月1日

## 2.支援内容 (1) 伴走型相談支援

### 面談実施のタイミング

国	船橋市
① 妊娠届出時	<p>実施中</p> <p>(母子健康手帳交付コーナー、各保健センター、フェイス窓口の保健師等が面談を実施)</p>
<p>② 妊娠8か月前後</p> <p>(妊娠7か月頃に、妊娠8か月面談の案内文とアンケートを郵送し、希望者のみ面談)</p>	<p>新たな体制の構築が必要</p> <p>妊娠7か月頃に、妊娠8か月面談の案内文とアンケートを郵送し、希望者のみ、各保健センターの保健師等が面談</p> <p>※対面に加え、SNSやアプリ等でのオンライン面談(画面上で対面)を実施</p>
<p>③ 出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間(生後4か月以内)</p> <p>例) 悩みを共有できる仲間作りの機会の紹介、産後ケアサービス紹介、保育園入園手続き、休職相談窓口の紹介等</p>	<p>出生後概ね30~60日以内に乳児家庭全戸訪問を実施</p> <p>助産師(委嘱)、各保健センター保健師・看護師が訪問し、乳児健診や予防接種、産後ケアサービス、保育園入園手続き等の紹介等</p>

## (2) 経済的支援（出産・子育て応援ギフト）

### 国

#### 遡及適用者への支給方法・支給の条件

事業開始前に出産された方	事業開始後に10万円相当を一括支給
事業開始時点で妊娠期にある方	事業開始後に妊娠期の5万円相当を支給し、出生届出後に5万円相当を支給することを推奨（妊娠期に応じ、出生届出後に一括支給でも可）支給申請時にアンケートの回答（面談の実施なし）

#### 事業開始後の支給のタイミング・支給の条件

出産応援ギフト（5万円相当）	妊娠届出時の面談の実施・アンケートの回答
子育て応援ギフト（5万円相当）	出生届出～乳児家庭全戸訪問までの間の面談の実施・アンケートの回答

#### 支給形態

各自治体の判断により以下いずれの方法でも実施可能

- ・現金給付
- ・出産・育児関連商品の商品券（クーポン）
- ・妊婦検診交通費やベビー用品等の費用助成
- ・産後ケア・一時預かり・家事支援サービス等の利用料助成・利用料減免

# 3.対象者および給付方法

## 1) 令和4年4月以降に出産された全ての方が対象

- ・ 出産応援ギフト 面談を受けた「妊婦」

妊婦1人当たり5万円

※妊婦が産科医療機関を受診し医師による妊娠の事実の確認を行うことが支給要件

- ・ 子育て応援ギフト 面談を受けた「出生したこどもを養育する者」

新生児1人当たり5万円

## 2) 給付方法 現金

※妊婦や子育て家庭の多様なニーズに対応できるクーポンや費用助成の制度設計には時間を要することや、市民から現金を希望する声があったことから現金をギフトとして支給する結論に至った

※令和5年度以降の給付方法については、継続的な実施を見据えた全国統一の考え方が示される予定

## 4. 遡及支給対象者

### (1) 事業開始前に出産された方

対象者	想定人数	申請書発送日
令和4年4月1日～令和5年1月31日までに出産した方	約3,670人	令和5年2月に2回に分けて発送

- ・ 事業開始日前に出産した方へは、申請書とあわせて送付するアンケートに回答いただくことで「出産応援ギフト」と「子育て応援ギフト」を一括で支給する
- ・ 遡及者への給付は令和4年度会計年度中に対応する

## 4.遡及支給対象者

### (2) 事業開始時点で妊娠期にある方

対象者	想定人数	申請書発送日
令和4年4月1日～令和5年1月31日までに妊娠届出をし、出産していない妊婦	約2,570人	令和5年2月に2回に分けて発送

- ・事業開始日前に妊娠届出をし事業開始時点で妊娠期にある方へは、申請書とあわせて送付するアンケートに回答いただくことで「出産応援ギフト」を支給し、希望者へが妊娠8か月面談を実施する
- ・遡及者への給付は令和4年度会計年度中に対応する

## 5.令和5年2月1日より実施される事業の流れ

1	<b>母子健康手帳の発行</b>
	<ul style="list-style-type: none"><li>・妊娠届出の際に妊婦の面談</li><li>・妊婦に出産応援ギフト（5万円）の申請書を交付</li></ul>
2	<b>妊娠8か月頃の面談</b>
	<ul style="list-style-type: none"><li>・妊娠7か月頃にアンケートを送付</li><li>・お悩み等で面談の希望がある方および市が必要とする方を確認</li><li>・面談希望者や必要な方に対して面談を実施</li></ul>
	<b>出産後</b>
3	乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん事業）実施
	<ul style="list-style-type: none"><li>・子の養育者と面談し、面談を行った養育者に対し子育て応援ギフト（5万円）の申請書を交付</li></ul>

妊婦・子育て家庭に保健師等が  
繋がりを寄り添い、相談に応じて  
いくことで、孤立感や不安の解  
消を目指します